

がわかる 制度

22

わかる 制度

(1) 支援費制度がスタートして2カ月

2カ月がたちました。

3月下旬からの受給者証の交付……、4月から事業所との契約、その中で、重要事項説明書の中身を確認したり、契約書にサインをしたり……。こうして、とりあえず、一息ついたころかもしれません。

皆さんの地域ではどのような状況でしょうか？おそらく、100の市町村があれば、全く違った100通りの風景が展開されていると思います。

(2) 市町村によってまちまち？

使われ方や、支給決定のされ方等々、その解釈や基準は、おそらく市町村によって、ずいぶん差が出ていると思います。

「結局、窓口でいろいろ言ってみても、担当者からダメと言われたら、どうしようもありません」こんな声も聞こえます。

(3) 市町村も戸惑っている、

しかし、実施主体は市町村

のでは

「これまで利用してきた方の支給は落とせないいいのか？ 5時からに限定すべきなのか？」

「家の掃除のほかに、あまりにも見栄えが悪いので、庭の草刈りも少しくらいはしていいのか、それほど支給できません」

「うちの村では、予算との兼ね合いがあるので、本当に重度の方に限らせてもらいます」

「お宅は、通所施設に通っているので、それで十分ではないでしょうか？ さらに、ホームヘルプまでと言われても……」

「そんなやり取りの中で、失望感を味わっている親御さんもいらっしゃると思います。」

「結局、窓口でいろいろ言ってみても、担当者市町村の担当者は、悩むことばかりです。」

まして、ホームヘルプサービスは高齢者介護保

険が標準なので、それをそのままひっぱってきたら、知的障害者には不都合なことばかりになってしまいます。

そして、誰も「これが正解だ」と教えてくれる人はいません。

心配なので、県や、国に問い合わせてみます。

国からは、「実施主体は利用者の事情に一番詳しい市町村なので、要綱にそつて、市町村の判断でやってください」とげたを返されます。

結局、「この家庭には、このサービスが必要なんだ」そんな強い信念がもてないと、「やっぱり

せん」

「家族の方が見られるのなら、支給は必要ないだろう」

「支給量の決定、どうして、Aさんの家庭は月20時間なのに、Bさんの家庭は月100時間なん

例えば、ホームヘルプサービス。

「家に出向いての介護でなければ、認められま

せん」

「家族の方が見られるのなら、支給は必要ないだろう」

『ダメ』ということにしておこうか』ということになってしまいます。

(4) 国の通知や要綱を

どう解釈していったらいいのか?

国は、制度を用意するとき、一応の標準として、要綱を作り、通知などを出します。

もちろん、全くいい加減に運用されても困りますし、税金を使う以上明らかに不正があつては困ります。

しかし、それが絶対的な拘束力をもつかと言うと、むしろ、その要綱や通知を解釈して、利用者の生活の道具として一番使いやすいようにアレンジしていく市町村の判断のほうが大切だと言えます。

通知や要綱に、「……等」「原則として……」という記述があるときには、多くの場合、国の担当者も、断言しがたい中で悩んでいます。

「国としても、広い日本を考えたときに、言いつてしまふわけにもいかないな……」

「こここの部分は、『……等』、あるいは『原則として……』という表現にして、身近な市町村の解釈に委ねよう」こういった含みがあります。

(5) やはり、ケアマネジメントが必要

A町の担当者は理解があるので、認められた。

B市の担当者は、厳しく要綱通りで、どれもダメと言われた。

Cさんは、強く市に要望したため、市も根負けして、月120時間のホームヘルプの支給が実現した。

Dさんは、申請そのものがうまくできなかつたので、月1時間の支給もなかつた。

こうした風景が、全国各地で展開されてしまします。

しかし、ホームヘルプの支給量の決定に、数学の公式のようなものがあるわけではありません。

100人100様の暮らしの中で、絶対にこの使われ方でなければ許されないという厳格なルールがあるわけでもありません。

利用者の方を真ん中にして、市町村の担当者や、コーディネーターや、直接支援にかかわっている学校の先生や、通所施設の職員の方などが、ケア會議の中で、本人の希望にできるだけ沿うように、話し合って、週のケアプランができる。

その中で、「やっぱり、ここどころは、こんな使い方のホームヘルプが必要だ」

「この方には、こうしてみると、週～時間のホームヘルプと、月～日程度のショートステイは必要だ」

さまざまな関係機関の合意の中で、プランが見えてくる。

これが、とりあえず、一番自信を、強い信念をもつて提示できるルールだと見えます。⁹

(北信圏域障害者生活支援センター 福岡 寿)

がわかる 制度

わかる 制度

制度

支援費制度、 市町村によつて、まちまち

——本当のルールは……

《具体的支援サービスの役割》

オプションの部分 (代替、補完) (上乗せ等)	地方自治体の単独サービス (長野県・・・タイムケア) インフォーマルサービス 事業所独自の私的サービス (レスパイトケアサービス)
個別支援計 画部分	ホームヘルプサービス 市町村がその家庭の介護の必要性を判断し、派遣決定するサービス A/B/C・・・個々の家庭によってそれぞれ独自だが 「休日月2回、本人支拂出、一回5時間」「週3回リハビリ通院、一回2時間」
生活基盤の 部分 <small>廻りに囲むに 比く、職場に 接する</small>	《日中活動》 ・ 保育園、学校 ・ 通所、作業所 ・ デイサービス等 《生活の場》 ・ 家庭 ・ グループホーム ・ アパート、単身等 ※学齢期 (障害児学童) 放課後、長期休業等

